

# 地域包括ケア病棟を開設します

平成 26 年度診療報酬改定で、急性期医療とその後の亜急性期医療を充実させる目的で、地域包括ケア病棟が新設されました。

それを受けて、当院では平成 27 年 4 月 1 日より 7 階西病棟に地域包括ケア病棟を設置することとなりました。

## □地域包括ケア病棟とは

本来であれば、一般病床で急性期医療が終了し症状が安定すると、早期にご退院していただく必要があります。しかし、すぐに在宅や施設へ移行するには不安のある患者さんに対し、しばらくの間入院療養を継続し、在宅復帰に向けて、医学管理、看護、リハビリを行い、その間に退院準備をしっかりと整え、安心して在宅等へお戻りいただけるようにお手伝いさせていただくことを目的とした病棟です。

在宅復帰支援計画に基づき、主治医、看護師、専従のリハビリテーションスタッフ、MSW（医療ソーシャルワーカー）等が協力して、効率的に患者さんのリハビリや在宅復帰に向けた相談、準備を行っていきます。

## □対象となる患者さん

ご入院の対象となる患者さんは、在宅あるいは介護施設に復帰予定で、入院治療により症状が改善、安定した後、もう少し経過観察、在宅復帰に向けたリハビリ、在宅での療養準備が必要な方となります。

入院期間は状態に応じ調整いたしますが、保険診療上「地域包括ケア病棟」入院後、最長で **60 日を限度**としております。

## □ご利用までのながれ

ご紹介患者さんの地域包括ケア病棟への直接入院、または一般病床を経由してからの転棟を主治医が総合的に判断し、患者さんおよびご家族の方に提案し、ご了承いただいた場合、地域包括ケア病棟へ転棟していただき、継続入院となります。

## □入院費について

入院費は定額で、リハビリ、投薬料、注射料、処置料、手術料、検査料、画像診断料など、一部を除いて、ほとんどの費用が含まれます。（食事代・室料差額などは、別途料金がかかります）

一般的な血液検査、レントゲン検査、投薬治療は可能ですが、一般病床で行うような特殊な検査、手術等の急性期医療には対応できません。病状の変化のため、主治医が集中的な治療が必要と判断すれば、一般病床にお部屋を変更することがあります。